

民間資金等活用事業推進委員会 第39回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第39回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：平成28年 3月15日（火） 9：59～11：55

場 所：内閣府本府庁舎 3階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 事業規模目標見直しプロジェクトチームの報告
- (2) PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引（案）（報告）
- (3) 民間資金等活用事業推進機構の取組（報告）
- (4) その他（報告）

3. 閉 会

○村田参事官 それでは、定刻より若干早いですけれども、始めさせていただきたいと思
います。

ただいまから、第39回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。事務局で
ある内閣府民間資金等活用事業推進室の参事官をしております村田でございます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日は、定員9名う
ち5名の委員に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、委員
会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日の資料について、1点御連絡をさせていただきます。本日のメインテーブルのほう
のみではございますが、議題1の「事業規模目標見直しプロジェクトチームの報告」に関
する資料をお配りさせていただいております。事業規模目標の見直しについては、アクシ
ョンプラン等の必要な見直しとあわせて、計画部会において引き続き調査・審議を進めて
いただくものです。本資料については非公表とさせていただきます。あわせて、会議後に
作成いたします議事概要及び議事録につきましても、本件に関する部分については当面非
公表とさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、以後の議事につきまして、石原委員長に進めていただきたいと思いますので、
よろしく願いいたします。

○石原委員長 石原でございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。まず、議題1「事業規模目標見直しプ
ロジェクトチームの報告」につきましては、先日の委員会で中間報告をしていただきまし
た。本日は、その後の検討を踏まえた最終報告をお願いしたいと存じます。

なお、プロジェクトチームに御参画いただいております宮本委員長代理、根本委員、伊
藤委員、石田専門委員におかれましては、専門的なお立場から精力的に御議論をいただき
ました上、最終報告をお取りまとめいただきました。まことにありがとうございました。

まず、座長である宮本委員長代理から、冒頭、御説明をお願いしたいと存じます。よろ
しくどうぞ。

○宮本委員長代理 私のほうから御報告させていただきます。

まず、事業規模目標見直しプロジェクトチームは、PPP/PFI事業の事業規模の実績を把握
するとともに、目標の見直しに向けて専門的な観点から調査・審議しております。1月7
日から4回にわたり検討を重ねまして、このたび報告を取りまとめたところでございます。

この間、本日御出席の根本委員をはじめ、伊藤陽子委員、石田直美専門委員に精力的な
御検討をいただきました。また、事務局には大変な御尽力をいただきました。座長として
厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日は、座長の私からPTの報告について総括的な説明をさせていただいた後、事務局か
ら詳細につきまして説明していただきたいと思います。

前回の委員会におきまして、プロジェクトチームからの中間報告として、事業規模の定
義、事業手法の選別、事業規模の測定方法の諸点につきまして御報告させていただきまし

た。おおむねの御了解をいただいたところでございます。その後開催いたしました第4回のPTで、目標設定の考え方、効果の計測等、残された課題につきましてさらなる検討を行いました。

このうち目標設定の考え方につきましては、諸外国のPPP/PFI事業の実施状況を調査し、日本の事業規模と比較するために必要な補正方法等につきまして検討しました。また、効果の計測につきましては、公共から民間に業務が移ることにより、民間事業者の創意工夫等に起因してビジネスが拡大することになりますけれども、それに伴う経済波及規模について試算を行いました。これにより、直接的な費用削減等の効果のみならず、民間ビジネスとして成長を遂げることになる経済効果の大きさについても明確に示すことができたと考えております。

全体の検討におきまして留意した点を改めて申し上げたいと思っておりますけれども、アクションプラン等の計画の実効性を確保するという本来の観点から、趣旨に沿いまして、PPP/PFIの事業規模や対象事業をどう捉えるかというところが一番大きな問題でございました。我が国のPPP/PFIは多様な展開を見せておりますし、PFI導入以前からも、我が国におきましては民間参加型の多様な事業が存在しておりました。その中でどういう事業手法をここで考えるのかというのが大きな問題でございました。

前回は申し上げたものでございますけれども、新たに新しい追加的な事業方式として考えられるものを中心に捉え、どちらかといいますと、厳し目に事業手法を選定したという形でございます。

最終報告におきましては、次の3点が主な成果かと考えております。第1点といたしましては、事業規模の把握方法につきまして、PPP/PFIの導入によりどれだけ民間の経済活動が拡大したかを把握するという観点から、民間事業者の総収入ではかるといふ考え方の整理を行ったことでございます。

2点目といたしましては、多種多様なPPP事業につきまして、新たに基準を設けることで、アクションプランが対象とする事業の範囲について明確な仕分けを行ったことでございます。

3番目といたしまして、この測定を継続して行えるようにどういう形をとればいいのかということで、この指標がPDCAサイクルの中に生きるような形の枠組みを構築したことでございます。

これら3点で、プロジェクトチームとしての課題を一応提示できたかと考えております。

今後、計画部会におきまして推進方策に関する具体的な検討が行われるに合わせまして、本プロジェクトチーム報告で整理した考え方に基づき、事業規模目標の設定が行われるものと考えております。

それでは、内容の詳細につきましては、事務局から御説明していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○武井企画官 事務局の武井でございます。今、座長からの御指示がありましたので、私

のほうで説明させていただきます。

お手元に、席上配布資料ということで、プロジェクトチームの報告につきましてクリップどめの資料が配られているかと思います。クリップどめの後ろのほうは、参考2と書いてあるのがこの席上配布資料の一部になっておりますので、適宜御参照いただければと思います。本日、この報告書の本文をもって説明させていただきたいと思っております。

まず1ページをごらんください。1ページでは、「はじめに」ということで報告書の趣旨が書いてありまして、1つ目のパラグラフではアクションプランについての振り返り、2つ目のパラグラフでは集中強化期間の取組方針についての振り返りがございます。下から3分の1ぐらいの位置になりますが、3つ目のパラグラフがポイントになるかと思えますけれども、アクションプランが決定されてから2年以上経過して、事業規模目標に関するこれまでの進捗を把握し、これに基づき必要な見直しを行うことが求められていると。また、平成27年6月の骨太の2015でも、アクションプランの事業規模のさらなる拡充を目指すこととされていると。こういったことから、今回、民間資金等活用事業推進委員会に事業規模目標見直しプロジェクトチームが設置されたということになっております。

次に2ページ目、プロジェクトチームの課題についてでございます。プロジェクトチームの課題について、冒頭にありますに、事業規模目標の進捗を的確に把握するために3つ課題がありました。1つ目は、何を事業規模の尺度とするか。2つ目は、対象事業の範囲をどうするか。3つ目は、事業規模の計測をどのように行うかということでございます。

1つ目に関しましては、これまでPFI事業の実施状況につきまして、内閣府の集計で累計で4兆5,833億円となっております。これはサービス購入型では、契約金額、公共の支出、民間事業者の収入がいずれも同額であって、約4分の3がサービス購入型PFI事業であったということから、これがPFIの実情をあらわすもので使われてきましたが、今回、アクションプランに定めたPPP/PFI事業の事業規模の実績を把握するためには、税財源以外の収入により費用を回収する事業の増加を目指している、こういった趣旨がございますので、これに即した事業規模の尺度を決めることが求められているということでございます。

2つ目の課題でございますけれども、PFIについては明確な定義がありますけれども、PPPについては明確な定義がなく、また、多様な事業手法が生まれてきていますので、アクションプランの趣旨に即したPPPの対象事業を定める必要があるということ。

3つ目でございますけれども、PFIは法律により公表が義務づけられておりますけれども、PPPにつきましてはそれがありませんので、事業情報が必ずしも明らかではありません。こういった中で、継続的に把握する計測手法を考えていく必要があるということでございます。

こうしたことから、このプロジェクトチームでは、平成25、26年度に実施されたPPP/PFIについて、アクションプランの趣旨を踏まえて調査しながら、アクションプランの事業規模の尺度、対象事業の範囲、事業規模の計測方法、こういったものを明らかにしたということ。また、アクションプランの事業規模の目標の見直しに向けて、諸外国の状況との比較方法の検討を行ったということでございます。

次に、各課題についての考え方でございます。先ほど申し上げた課題のうちの1点目、事業規模の考え方でございますけれども、PFIの事業規模について、1パラグラフにありますように、サービス購入型では、先ほど申し上げたように、契約金額、公共の支出、民間事業者の収入がいずれも同額ということでございますが、利用料金や附帯事業のあるPFI事業の場合には、これは特に独立採算型事業の場合顕著になりますけれども、これは契約金額がゼロになってしまうことさえあります。こういったことから、従来の契約金額、公共の支出という考え方では事業規模を的確に表現できないということになります。

また、コンセッションの中では、これらの関係がまた運営権対価という金額が出てきますけれども、これが収入の一部にとどまってしまうということがございます。

こうしたことから、今回、これらのPFI事業を共通して捉えて、事業規模の総額を計上するというところで、事業規模を民間事業者の収入により計測するという方法を整理していただきました。これによって、事業規模はPFIによって喚起された民間の経済活動を示す一つの指標になるだろうということでございます。

これのはかり方につきまして、次のパラグラフで書いてありますけれども、これまでのPFIと同様、当該年度の契約によって計上していくということ。また、当該年度の契約によって計上していくということになりますので、その時点で事業計画で見込む収入を加算して計上していくということで整理していただきました。

次の4ページの上の2行目でございます。こういった中で、事業計画が明らかでない場合もありますので、そういった場合には施設規模等の公表されている情報から支出を推計して、これを回収するものとして事業者の収入を計上するという考え方で進めていくということになりました。

また、PFI事業の附帯事業について、附帯事業があることがありますけれども、こちらにつきましては、PFIの場合は特定目的会社、SPCから床を賃借した者が行うことが多いので、事業内容が明確な場合にはその事業としますが、そうでない場合には床を賃貸する事業とみなして計上することにしました。

今のがPFIでございますけれども、これを敷衍してPPPにつきましても同様に、民間事業者の収入に基づいて事業規模を計上することになりました。これによって合計することができる。また、同様に、民間の経済活動を示す指標になるということでございます。

2つ目のパラグラフでございますけれども、PPPの場合は、事業範囲がおのずから限定されていくというところがない可能性がありますので、公的不動産の有効活用などPPP事業の場合には、当該民間事業者が建物を建設して賃貸する不動産業を営むものとして収入を計上するというところで計算するということにさせていただきました。

また、PPPの場合には事業の実施を公表する法律上の定めはないということで、このデータの扱いについてどうしたらいいのかということがありましたが、實際上、調べてみると、事業者の公募などの形で情報を公表するということが一般的に行われていますので、これによってかなり事業者を公表された情報の中で情報を把握できるということでござい

ます。また、後で出てきますけれども、これを補足するような形で、全数を把握するような調査もかけるということで、これを計上していこうということになっております。これら個別情報を収集して、個々の事業ごとに事業規模を計上していくという考え方で、基本原則として進めていこうということになっております。

5 ページ目でございますけれども、2 つ目の課題であります対象事業の範囲でございます。今回、アクションプランの中では、PFIだけでなくPPPも含めて事業規模目標を設定しております。PPPにつきましては、パブリックとプライベートのパートナーシップというもともとの意味がありますので、これがさまざまな形で活用されているというのが現状でございます。

今回、アクションプランの対象とするPPPにつきましては、さまざまなPPPの中からアクションプランの趣旨に即して範囲を決めていくということがあります。それで、今回、ここで検討させていただきました。

まず、PFIにつきましては、PFIの制度の改正の経緯といたしまして、公共施設の整備を民間事業者が実施するものとして平成11年度に制度化されて、その後、平成13、17年の改正で、公的不動産の活用を可能とする改正、また平成23年の改正で公共施設運営権について制度改正が行われてきた。こういった経緯がございますので、アクションプランのPPPとしては、公共施設の整備・運営を民間事業者が実施する事業と公的不動産を活用するPPP事業といったものを対象とすることにいたしました。

その中でどんな事業方式を選ぶかということにつきまして、アクションプランの趣旨として、その活用によって民間事業者の役割を拡大するものとするという方向があると考えられますので、この下に書いてあるような3つの要件に該当する事業方式で行われる官民連携事業ということで整理させていただきたいと思っております。

1 つ目が、従来の官民の役割分担を見直して、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること。2 つ目は、協定などに基づき、官民双方がリスクを分担すること。3 つ目は、民間事業者が事業実施に当たり相当程度の裁量を有し、創意工夫を生かすことで事業の効率化やサービスの向上を図れること。こういった条件に当たる事業手法を具体的に事業手法の中から選定した結果が6 ページに記載しております。

上のところに、1 つ目のポツとして、公共施設の整備・運営段階を民間事業者が担うものとしたしまして、BTO方式以下の事業方式が並べられております。2 つ目に、公共施設の整備段階を民間事業者が担うものとして、BT方式以下の事業方式が並べられております。3 つ目のポツといたしまして、運営段階は民間事業者が担うものとして、コンセッション方式ですとか、指定管理者制度、こういったものが並べられております。4 つ目のポツといたしまして、民間事業者の公的不動産を活用した事業を、例えば公募型プロポーザルのような形で提案して実施するものとして、定期借地権方式以下の方式が並べられております。

こういった方式を事業手法として計上するというところに、今回整理させていただきました

たが、これらの中にいろいろな形の事業手法が今開発され、普及が進むということもこれからは期待いたしまして、この中に含まれていない事業方式であっても、先ほど申し上げた3つの要件に該当するような事業では、アクションプランのPPPとしてこれからの計測の中では計上していくべきであろうということになっております。

3つ目の課題でございますけれども、事業規模の計測方法でございます。事業規模の計測方法につきましては、平成25、26年度の事業規模につきまして、今回実践を通じて事業規模を計上しました。PFI事業等の個別に把握する事業につきましては、個別の事業名と事業簿の情報を調査して集計しました。また、指定管理者等につきましては、件数と1件当たりの事業規模を調査して、手法ごとの総額を出すという形で計上いたしました。

今回の調査で把握されたポイントでございますけれども、2つポイントがあるかと思っております。当該年度に契約された全ての事業のきちっと把握してくということ。このために、今回は全ての地方公共団体にアンケート調査を実施いたしました。もう一つは、民間事業者が見込む収入を適切に推計していくということでございまして、今回の調査では、民間事業者に個別に情報提供を求めたということでございます。

次のページに、これから調査を継続的に実施していくための提言ということでございまして、来年度以降、事業規模を計測するために、全ての事業を把握するため、地方公共団体に協力を求めるアンケート調査を実施すること。また、各事業の規模を適切に計上するために、民間事業者の情報管理に留意するという前提で情報提供を求めていくサンプル調査を進めていく。こういったことが欠かせないということで、こういったことを進めるようにということになっております。

次の8ページでございます。以上の前提に基づいて計測した平成25、26年度のPPP/PFIの事業規模でございますけれども、類型Ⅰ：コンセッションを活用したPFI事業、類型Ⅱ：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業、類型Ⅲ：公的不動産の有効活用など民間の提案を生かしたPPP事業、類型Ⅳ：その他のPPP事業、これらにつきましてそれぞれ数字を計上しております。前回の推進委員会で報告させていただいた数字以降、若干精査して数字が変わっているところがありますので、御了解いただければと思います。

前回、これに関連いたしまして、どんな形で事業手法を分類するのだという御質問がありました。これは後ろの参考資料2の中に整理の仕方をつけております。

下に参-13と書いてある13ページでございますけれども、こちらのよう形で事業手法の関係につきまして、アクションプランのPPP/PFI事業について整理の仕方をこちらのほうで整理しております。この形で書いたものが8ページの下以下に、個別の事業手法として並べております。

9ページでございますけれども、この計上の仕方につきましては、契約発生の時点で全額計上しております。この手法につきましては、あくまでも民間の経済活動を定量的に把握することを目的とするものではなく、PPP/PFIの推進という施策の進捗状況を把握するための指標として利用されるものとして考えてございまして、現在価値化は行っていないとこ

ろでございます。

10ページ目でございますけれども、事業規模目標の見直しの考え方でございます。これは諸外国の事業規模の実績値を参考とすることが考えられます。例えば2つ目のパラグラフに書いてありますように、EPEC、これは欧州開発銀行の関連機関がデータを公表しておりますけれども、こういったデータの中では、対象事業が公共施設等の整備・運営に係る事業に限られているということ。また、事業規模の尺度については、マーケット規模とされているということがありますので、こういったものについて、公共施設の整備・運営だけでなく、公的不動産の活用により整備される民間施設を含むということ。また、事業規模の尺度を民間事業者の収入にするといったところについて、補正して考えていく必要があるということをご提言いただいております。

参考資料の14ページをごらんいただければと思いますけれども、諸外国のPPP/PFI事業の実施状況について調べたものが載っております。緑色の線がオーストラリア、青の線がイギリス、紫の線が韓国、赤色の線がフランスということになりまして、こういったものにつきまして、諸外国の事業規模につきましてGDPとの関係で比をとったものをこちらのほうに並べております。こういったものにつきまして、日本の事業規模につきまして、例えば補正を行って対象事業を共通にする、計測方法を補正するというごこと、こういった補正を行って使うということが一つ考えられるのではないかとごことをいただきました。

本体資料のほうに戻っていただきまして、11ページにおきましては、これらの作業をした中で出てきた追加の作業でございまして、平成25、26年度の歳出削減額の試算を行った結果が載っております。こちらについては、前回報告したとおりでございます。

その下、6-2アクションプランの事業規模との考え方(GDPとの関係)につきましても、前回報告したとおりでございます。

12ページの最後のところでございますけれども、若干追加している部分がございます。こちらは、参考資料の最後の19ページをごらんいただければと思います。公共から民間に事業を移転することによって需要が増加するPPP/PFI事業では、需要の増加に伴い経済波及効果が発生するというごこと、これを例えば100万人の訪日外国人が増加した場合にどれだけ経済波及効果があるかということにつきまして、観光庁が出している資料を用いて推計しますと、1人当たり17万6,000円ほど支出があるということになりますので、年間1,760億円ほどの事業規模が出てくるだろうということがありますので、こういった効果にも留意していければということでございます。

説明は以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、根本先生、何かつけ加えることがございましたら。

○根本委員 結構です。

○石原委員長 それでは、ただいまの御説明に関しまして、皆様から御質問、御意見がございましたら、お受けしたいと存じますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○谷口委員 御説明ありがとうございました。2つわからなかったのを教えていただきたいことがあるのですが、こちらの席上配布資料の4ページの下から4分の1ぐらいのところに、「民間事業者が建物を建設して賃貸する不動産を営むものと仮定して収入を計上する」と書いてあるのですが、これは公的不動産の有効活用などのPPP事業についての記述だと思うのですが、建物を建設して賃貸するというと、建設費も入ったような形で、これで賃貸するということだと思ってしまうのですが、公的不動産でこうやって大丈夫なのですか。もう少し詳しく教えてくださいというのが1点目です。

それと、事業規模の比較を諸外国とできるようにするというのですが、どのくらい簡単に比較できるのか。日本の対象とちょっと違うとおっしゃっていたのですが、どのくらい簡単に、すぐできるものなのか、そのあたりを教えてください。

○武井企画官 それでは、参考資料の5ページをお開きいただけますでしょうか。こちらの中に絵が載っておりますけれども、今回計上したいと思っておりますのは、事業の収入の部分でございまして、この総額を計上していきたいということでございます。例えば、公的不動産の有効活用の場合には、公的不動産を活用して本社ビルを建てて、そこでいろいろな事業をしたらどうなるのか、そういった疑問がPTの中で出ました。大会社が本社ビルを建てて、その中で売り上げが何兆円にもなったら、事業規模が膨らんでしまうのではないかとありますので、公有地を活用して施設を建てて、そこで事業活動を営んでもらうことはとてもいいことで、それについてこれを的確に表現したいと思っておりますけれども、その中でその企業自身の売り上げが全部入ってしまうのはさすがにあれだろうということで、一応この事業の収入について、建築工事費と維持管理運営コストを足したものを回収するものとして事業の収入があるということで見込むという意味で、今回こういう形で整理させていただいたものでございます。

○谷口委員 それが不動産業ということですね。

○武井企画官 そうです。不動産業という意味はそういう意味でございます。

もう一つ、諸外国との比較でございますけれども、参-14のところにありますけれども、これは実際調べてみると、確かに非常に大変な作業でございまして、対象とする事業の範囲が、それぞれ全体を通した数字というのをどういうふうに計上するかということについて、計上しているものがまずあるかどうかというところを調べて、あったとして、何を計上しているのかということ調べて、さらにその中で日本の考え方と比較していくために補正していくということで、3段階ぐらい難しいところがありまして、一応見つけたのがこの中のEPECで、ヨーロッパ開発銀行が出しているレポートの中で、投資市場の規模として出しているような数字が、これはヨーロッパ各国を比較した数字が見つかりました。

あとは、インフラストラクチャー・オーストラリアは個別の事業規模を計上しているようなものがありました。これは個別の事業ごとに規模の捉え方がいろいろな形です。出しておりますので、足して意味がある数字になるかどうかというのはちょっとよくわからない部分がございます。

韓国については、ヨーロッパ開発銀行、EPECに近いような形で出しているということを知ることができました。そういったものにつきまして、ある程度の補正をしてやっていくということ、我々の事業規模の目標を決めていくに当たっての参考として使っていくという形で考えております。

○鳥巢審議官 補正させていただいてよろしいですか。今御説明がありました参-14のところですが、諸外国との比較をしているのですが、ここで誤解を解くためにあえて申し上げさせていただきますと、諸外国との比較で我が国の目標がそのままダイレクトに出てくるという意味では決してございませんで、今回あくまでも規模感を検証するみたいな意味で、実際の目標というのはきちんとストーリーを立てて、何をこうしてこれを実現していったら、そうするとその事業規模はこのくらいあるから、目標はこうしなければいけないというふうに、要は手段と結果がリンクしていなければいけないのですけれども、これはあくまでも諸外国の規模を今ざっと並べてみると、どのくらいの規模感なのかということ、今後検証していくに当たって事前にチェックをさせていただいたという意味なので、これから当然に今後の事業規模目標がすっと出てくるということでは決してないので、そこだけ誤解を解くために申し上げます。

○谷口委員 わかりました。どうもありがとうございました。

一つだけ、諸外国のを日本に合わせるというのは多分大変だと思うのですが、逆に日本のを諸外国に合わせることを簡単にできるように数字を準備しておくというのはできるのですか。それも難しいですか。

○鳥巢審議官 本来は、補正の仕方はいろいろあると思うのですが、要は諸外国のデータを見たときに、御承知のように、我々はアクションプランの4事業類型でやっています。コンセッション、収益事業、PRE、その他ということで、サービス購入型等が入っている4類型でやっているので、諸外国はそのうち第3類型のPREがないところがほとんどなので、これを補わなければいけないのです。向こうのデータから第3類型を持ってこれればよいのですけれども、

○谷口委員 逆に、日本のは3だけを抜けば、諸外国の1、2、4だけを計算すれば。

○鳥巢審議官 そうです。ところが、抜いてしまうと全体の規模が見えなくなるので、ちょっと強引だったのですが、向こうの抜けているところを日本の比率をもとに逆に補ってあげたというのが今回の補正の仕方なのです。

なぜかという、まず全体の規模で比較したいなど。特に今回、経済規模という観点で、GDPとの比率で物を見ているので、全体の経済活動の把握をしたいということなので、抜けているままではなくて埋めたい。ところが、向こうの数字がないので、日本の比率を向こうの経済構造に当てはめて、要は埋めてあげたという状況なのです。

というのは、先進国で比較的OECE加盟国で同じような経済構造を大体実現している国だという前提のもとに、大きくは規模感として違いはないだろうということなので、制度から言えば恐らく問題があると思いますけれども、先ほど言いましたように、これ自体で目

標が出てくるものではないので、大体の規模感を検証するという目的の中では、そういう多少乱暴な推計ではあるのですけれども、そういうこともあり得るのかなということで、今回はそういう補正をさせていただきました。

○谷口委員 わかりました。

○石原委員長 よろしいですか。どうぞ。

○佐藤委員 今に絡むのですが、結局、国際比較は何をしたいかで、データの正確さを求めるなら、むしろ日本を諸外国に合わせるほうが楽です。自分たちが持っているわけですから。単に日本の基準に即して、外国との関係を見るというのだったら外国を合わせるという手はあるのですが、ただ、日本のデータを使ってやるので、最終的に比率的には余り変わらないのではないかと。つまり、日本のデータを外国に合わせるケースと、外国のデータを日本に合わせるケースで見たときに、多分そんなに日英で逆転するとか、そういうことはほとんどないので、相対的な評価で見たいというのだったらどちらでやってもそんなに。あとは、精緻にやりたいか、ざっくりやりたいかの違いかなという気がします。

あと、2点だけ質問なのですが、歳出効果のところ、補足をありがとうございます。前回私がくどくど聞いていた話だったと思うので。

あと、現在価値化しているという説明がどこかにあったのですが、では割引率はどうしたのですかという素朴な質問です。

最後の12ページ、これはなかなか悩ましいのですが、GDPに対する影響を見たいというので、訪日外国人が100万人ふえたということですが、仮にふえたとして、それがPFIによるものなのかどうかというのは検証がなかなか難しい。今でも黙っていてもトレンド的に上がるので。したがって、これはどうやって、それがPFIのおかげでしたと言えるのか。ただ、空港とかであれば、多分利用客の増加というのをどこまで例えばPFIの効果とみなすのかと言っているのと変わらないと思うのですが、このあたりはどういう仮説というか、どういうモデルで、これだけはPFIの効果というふうに抽出できるのかということが、何かアイデアがあれば。

○鳥巢審議官 まず、後者のほうからですが、逃げるような説明で恐縮なのですが、PFIでこれだけ増加したらという推計だというふうに御理解いただければと思います。

今回、特定の空港の名前を出さないことにしているのですが、大体想像がつくかと思うのですが、さまざまな空港PFIのコンセッションの提案の中で、これだけインバウンドをふやしますという提案がなされているのですが、そういった提案に基づいて、彼らの寄与分として増加したらこれだけ効果があるということなので、逆に言えば、切り出しが前提になっている、分析というよりは単に効果をアピールするためのデータとして考えているということです。

それから、現在価値化のものは、事業規模目標のところでは現在価値化はしていないという整理になっておりますので、あくまでも政策効果を検証するための数字なので、実際

の経済規模をSNAのように把握することが目的というよりは、今回、あくまでも政策効果の進捗を確認するための数字だということで、できるだけ簡易なやり方で、特に金利の変動によって数字が変わるとか、金融情勢によって結果の数字が変わってくるということのないように、単純なシグマ方式で今回やらせていただいたということです。

○佐藤委員 単に足していったわけですか。

○鳥巢審議官 そうです。

○佐藤委員 では、金利ゼロですね。

○鳥巢審議官 金利ゼロです。

○宮本委員長代理 今回の佐藤先生の御指摘は、多分11ページの上の項の最後のところの現在価値化されたというところに関する御質問だったかと思いますが、バリュー・フォー・マネーをそれぞれの事業ごとに発表されたものは、原則として現在価値化されているということで、その数字を使っている。だから、個別の事業ごとにそれぞれ割引率も変わっているという形ですが、それは補正のしようがないということでございます。

○石原委員長 諸外国との比較で、結局この0.23%ということで、これでいいとか悪いとか、価値判断はしないということですか。こうあるべきだとか、ないわけですね。

○鳥巢審議官 しておりません。

○石原委員長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、質疑応答はここまでとさせていただきますと存じます。

今後、事業目標、規模目標の見直しにつきましては、アクションプラン等の必要な見直しとあわせて、計画部会において調査・審議を進めていただきますようお願い申し上げます。

そういうことで、議題1はこの辺にいたしまして、議題2に移りたいと存じます。PPP/PFI手法導入の優先的検討規程策定の手引（案）の報告でございます。

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針は、昨年11月に当委員会で審議いたしました。その後、12月に民間資金等活用事業推進会議におきまして決定されておりますが、この指針に基づきまして各地方公共団体等が優先的な検討規程を定めることが求められております。この優先的検討規程を定める際の参考となるよう、PFI推進室におきまして、PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引（案）を作成することといたしております。

この手引につきましては、今後も随時内容を充実していくこととしておりますが、まずは初版を出すに当たりまして、委員の皆様のお意見を頂戴した上で、これを踏まえてPFI推進室におきまして取りまとめることとしておりますので、本日報告をいただいた後、委員の皆様から御意見を頂戴することとしたいと存じます。

それで、事務局より報告をお願いいたします。

○村田参事官 御説明申し上げます。資料1-1から1-3に基づいて御説明させていただきます。

資料1-1を右側に置いていただきまして、資料1-3に従って説明させていただきます。資料1-1は、手引の骨子について書かれたものでございまして、1-3が策定の手引そのものの案でございます。

まず、資料1-3の1ページ、ずらずら見ていただきますと、まずオレンジ色の部分が指針本体でございまして、2ページにオレンジ色の部分がございますが、これも指針本体です。指針のポイントが2ページ目の下を書いてあります。

右側の3ページ目を見ていただきますと、「優先的検討規程の例」ということで青色で書かれております。この青色の部分が自治体さんがつくっていただくひな型でございまして、この資料の一番後ろを見ていただきたいのですけれども、具体的なイメージとして自治体さんにつくっていただくのは41ページ以降、「〇〇市PPP/PFI手法導入優先的検討規程」と書いておりますけれども、この青色の部分みたいなものをつくっていただく。別紙を含めて、これがひな型だということでございます。これをつくっていただくための手引ということでございます。

それでは、資料1-3をもう一度見ていただきまして、御説明を申し上げます。最初の1ページ目の1の部分です。本手引の位置づけでございますが、これがこの前出させていただきました指針に規定する、自治体さんがつくられる優先的検討規程を定める際の参考として作成するものでございます。

次のページを見ていただきたいのですけれども、若干復習になりますが、公共施設等を管理する人口20万人以上の自治体さんにつきましては、この優先的検討規程をつくること求められる。それ未満の自治体さんにつきましては、同様の取り組みを行うことが望ましいということになっております。それで、各事業所管省庁の大臣につきましては、自治体さんがこの優先的検討規程を定める場合に参考となるガイドラインを定めることができるという枠組みになっているところでございます。

それで、資料1-1を見ていただきまして、1の(4)に書いておりますけれども、既に自治体さんのほうでは優先的検討規程を策定している自治体さんがございますので、この手引に従いまして新たにつくる必要がない自治体さんの規程の例というものを挙げさせていただいております。それが明確に定めた対象事業について優先的検討を行うとか、客観的な基準によりPPP/PFI手法導入の適否を評価するとか、評価の結果、導入に適しないとした場合については評価内容を公表するというようなことが書かれている優先的検討規程につきましては、新たにつくっていただく必要がないという整理をさせていただいているところでございます。

3ページ目の三、「PPP/PFI手法について」ということで、対象事業について書かせていただいておりますけれども、先ほど武井企画官のほうから説明がありましたとおり、事業規模目標のほうで定義しておりますPPP/PFIを対象にしているということでございます。

次に、資料1-1の2ページを見ていただきたいのですけれども、「策定の手引」の内容といたしまして、主に対象事業について書かせていただいております。対象事業につき

ましては、6ページを見ていただきたいのですけれども、こちらには2つの基準がございまして、オレンジ色の指針の内容を見ていただきたいのですけれども、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業ということと、それから事業費総額が10億円以上、もしくは運営費が1億円以上の事業という2つの要件をかけておりまして、手引のほうでは、最初の要件である民間事業者の資金等を活用することが効果が認められる公共施設の整備事業というものを具体的に書かせていただいております。8ページを見ていただきますと、その内容でございまして、3の一に書かせていただいておりますけれども、建築物又はプラントの整備等に関する事業、利用料金の徴収を行う公共施設整備事業ということで、明確にさせていただいているということでございます。

さらに、資料1-1の2ページ(2)「対象事業の例外」という部分を見ていただきたいのですけれども、これは指針と同じような記述をそのまま引いて書かせていただいているというところでございまして、その記述につきましては9ページに書かせていただいているところでございます。

それで、補足的に説明させていただきますと、事業費の10億円、1億円の基準ですけれども、8ページに記載しておりますけれども、当方がアンケートした結果で、建設を含む場合については76%の自治体さんが10億円という基準を設けておりまして、1億円の基準につきましては、94%の自治体さんが1億円の基準を使っているということでございまして、その数字を引いて設定しているということでございます。

次に、10ページを見ていただきたいのですけれども、「採用手法の選択」ということで、PPP/PFIはさまざまな手法がございまして、その選択に当たってどういう手法を選択すればいいのかということを図示しているのが20ページでございまして、20ページを見ていただきたいのですけれども、自治体さんは、さまざまな手法がPPP/PFIはあるのですけれども、施設の新設又は改修を伴うものかどうかということによって右左に分かれます。

新設を伴わない場合につきましては、コンセッションであったり、O方式であったりとか、指定管理者制度であったり、包括的民間委託制度というものを活用するという話になります。

施設の新設、改修を伴うものにつきましては、下のYESのほうに進んでいただきまして、運営等を一括して委託するものかどうかということによって、BT方式、それからDBO方式、BOT・BOO・ROという形に分かれまして、事業者さんがまず何を自治体さんがやりたいのかということに従いまして、PPP/PFIの手法を選択できるフローチャートを設けさせていただいております。

このフローチャートに従いまして、次の24ページで、今申しました事業種別に応じて、ではどういう経費を算入すればいいのかということを表にしております。例えば、DBO方式につきましては、PSCというのは従来型手法でございまして、従来型手法で算入すべき費用の部分につきましては○で書かせていただきまして、PPP/PFI手法につきまして、そ

の算入すべき費用の項目につきましては○で書かせていただいているというところがございます。

説明が飛んでしましまして、済みません。資料1-1にもう一度戻っていただきまして説明させていただきます。

一方で、対象事業の例外といたしましては、既にPPP/PFI手法とか市場化テストの導入が前提されている事業であったり、災害復旧事業とか緊急に実施する必要がある事業については除かせていただいております。

あと、2の(3)部分でございますけれども、簡易な検討及び詳細な検討の両方を省略できる場合につきましては指定管理者制度がございますが、そちらについては簡易な検討及び詳細な検討を両方省略することができるとさせていただいております。

さらに、簡易な検討のみを省略できる場合といたしまして、私ども簡易化マニュアルをつくっておりますけれども、その対象事業であります施設整備業務の比重の大きい事業であったり、運営等の業務内容が定型的な事業につきましては、簡易な検討を省略することにしております。

資料1-1を見ていただきまして、先ほど説明しました簡易な検討、詳細な検討の仕方ですけれども、もう一度申し上げますと、事業選択をしていただきまして、必要な考慮すべき費用というものを明確にさせていただきまして、次の4ページ、「簡易な検討」ということで、おのおの計算をしていただくということでございます。私ども、数値をインプットすれば自動的にVFMが出るようなソフトをつくっております、自治体さんの負担を軽減したいと考えているところでございます。

それで、費用につきましては、基本的には民間事業者のほうにヒアリングして入れていただきたい。既定値と書いてありますけれども、整備費につきましては従来型手法に比べて10%を乗じて算出という形になっておりますけれども、この10%につきましても、民間事業者へのヒアリングをベースとして、8%なり7%と入れていただいて結構なのですけれども、数字がない場合につきましては10%を使っただいて結構だと考えていますし、また別の数字を使っただいても構わないと考えているところでございます。

それで、5ページですけれども、公共施設等運営権方式であったり、収益施設の併設及び活用等事業収入等で費用を賄う独立採算方のPFI事業につきましては、民間事業者へのヒアリングや提案募集等によって評価をすることも可能だということで考えております。

といいますのも、サービス購入型のPFI事業につきましては、今申し上げました方法で計算することが精緻にできると思っておりますけれども、まだ手法が確立されていない部分がございますので、ぜひ民間事業者へのヒアリングや提案募集等によって費用を算出していただくことも可能であると考えているところでございます。

簡易な検討を踏まえて詳細な検討につきましては、コンサル等に委託するという一方で、同様の費用評価を実施していただきたいと考えております。

あと、結果の公表及び国によるフォローアップということでございまして、自治体さん

のほうが、実際、PFI手法を採用しなかった場合につきましては、費用総額の比較による評価結果というものを、別紙46ページで書かれているものを47ページの理由を付してインターネット上で公表していただこうと考えております。国といたしましては、その内容を調査いたしまして、一覧性をもってインターネット上で公表したいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、以下のとおりでございます。

説明は以上です。

○鳥巢審議官 補足の説明をさせていただきます。ごく簡単にいきますが、冒頭に説明すればよかったのですが、指針を去年の暮れに会議決定をして出しまして、今後、2016年度、平成28年度に人口20万人以上の公共団体、そして国の機関については、この指針に基づいて優先的検討規程、自分たちの規程をつくっていただくということでやっております。

既にいろいろ難しいという声が寄せられているのですけれども、難しいのは、例えば先ほど説明の中でありましたけれども、今回は対象事業を決めて、それでこれがPPP/PFIになじむかどうかという検討を経て、そしてなじむときはもちろんやるのですけれども、なじまないときにはきちんと理由を明らかにして公表してもらう。要は、単にやりませんということではなくて、これこれこういう理由でという定量的な説明をつけて公表していただくという仕組みです。

ただ、これはイギリスなんかでも大変問題になったのですけれども、全てコンサルタントに検討をさせるとすごく費用がかさむので、要するにコンサルタントの手を煩わさなくても自分たちで判断できるような簡易な検討というのを今回、間に入れていきます。簡易な検討で落ちるものは、もう箸にも棒にもかからないので、そういうものを一々コンサルタントにお金を出して検討するまでもなく、スクリーニングをして、何とか行けそうだというものを詳細な検討ということで本格的な検討をしていくということになっているのですけれども、特に簡易な検討を自分たちでやるときに、どうやったらいいのでしょうかというのは、公共団体の皆さんは大変苦勞されるということなので、12ページに用意をさせていただいております。簡易な検討について、「指針のポイント」に書いておりますけれども、別紙2-1ということで21ページですけれども、こういった形で、記入したものは23ページになるのですけれども、要は一定の少ないパラメータを入力すると、本当に簡易なアルゴリズムで、それは適しているものかどうか、VFMが出るかどうかというのを最後に結論が出てくるということで、逆に言えば、これに引っかけられないものはどうひっくり返ってもだめだろうということで、本当に箸にも棒にもかからないものをはじくための仕組みなのですけれども、今回こういうエクセル形式で必要なデータを入力するだけで、ある程度の判定ができるようなものを入れるということにしています。

ただ、今後の課題は、これはまだ基本的にはサービス購入型、あるいは多少収益事業が入るようなものも想定しておりますけれども、例えばコンセッションとかそういったものについて、この簡易な検討をどうするのかということについては、14ページになるかと思

いますけれども、その他の方法による簡易な検討ということで、結局は民間事業者からのいろいろなヒアリング等を通じて、民間事業者の声を聞きながら判定をせざるを得ない局面も出てくると思います。

今後いろいろな運用を積み重ねながら、その他の方法についても、もう少し精度の上がるようなものを用意できればと考えておりますけれども、とりあえず現時点ではこういったほかの民間事業者からのいろいろな声を聞いた上で判断するという、少しフォーマットの、今後の精緻化を待っているような部分も多少ございますけれども、当面、かなりのものは、先ほど言いましたけれども、簡易なエクセル形式の表のところでクリアできるものが多いのではないかと思います。それが1点でございます。

最後ですけれども、2点目は、16ページ、公表の中身ですけれども、やらないと判断したときにきちんと説明責任を果たしてもらうために、定量的なデータをきちんとつけて公表してくださいということですが、その場合にこういうものをつけてくださいということで16ページにお示ししております。「評価結果の公表」ということで、17ページに実際の規程の例が書いておりますけれども、ケースに応じてこういうものを公表してくださいということで、具体的には後ろのほうに、また参考となる別紙をつけているということで、運用面である程度、我々が指針をつくる中で、これが難しい、あれが難しいという声が寄せられておりましたので、今回そういうことにお答えをするということを中心に考えておりますけれども、またこれは1年間かけて今後運用していくことになりますので、その中でいろいろな難題が出てくると思います。その都度、我々としても解決していきたいと思っておりますし、その都度、これを充実・強化する形で改訂をしていきたいと考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見をお願いします。

これは地方自治体の声というのも聞いておられるわけですね。これなら何とか出して簡易にできると。

○鳥巢審議官 もちろん関係省庁にも一応照会をしております。

○石原委員長 どうぞ。

○根本委員 概念がわかりにくいだろうなと思うのです。アクションプランで言うPPP/PFIと、事業規模の目標で議論しているものと、それからこの規程の対象になるものというのが、微妙に一致していたり、違ったりするのだろうなと思っていて、一番外れているのは、公的不動産についてはこっちから外れているわけです。それで、公的不動産は放っておいても、これは民間の事業なので、そういう意味ではバリュー・フォー・マネーは必ず出るとは必ずだということですが、学校を統廃合して土地と建物があきましたという場合に、そのままにしているという選択が実際には非常に多いわけです。それを民間に貸したり、売ったりするというのがこれの趣旨だと思うのですが、あとは公共みずから使うと

いうものもあって、それも本当は優先的にPPPを導入してほしいというのが全体の心だと思います。ですのでけれども、この規程の中にはちょっと入ってこない。それはどうやって押さえるのか。それは何もしなくても放っておいてもいいことになってしまうので、そこの手当ては多分何らか必要なということです。

それから、指定管理者についても、余りそういうことは想定したくないですけれども、悪用するということがあり得て、事業規模の目標のほうでは民間のほうということになっていて、外郭団体が一概に悪いわけではないですけれども、ほとんど行政と同じぐらいの効率性しか持たないような外郭団体を無理やりつくって、そこに指定管理者に出せば、ここで言うPPPをやったことになるのかという、そのようなこともあるので、あくまでもそれは民間で、なおかつ事業規模目標で見ているような条件をクリアするようなものがここでも該当するのだよとか、ちょっとその辺の概念の整理がわかりにくいなという感じなのです。整理はしているのだろうと思うのですけれども、読んだほうがわかりにくいなと感じるのです。

○鳥巢審議官 最初のポイントなのですけれども、実はこの優先検討規程の中で一つのポイントは、いつの時点でこれが発動されるのかということだと思います。新しく庁舎を建てるとか、箱物を建てる、これは建設が絡んでくるので非常に明確なのですけれども、先生がおっしゃるように、今寝ているものをどうやって起こすのかという話があって、それについて指針の中でもいろいろ工夫といいますか、この時点でとり得る一つの措置として、4ページと5ページをごらんいただきたいと思います。開始時期について。特に我々、コンセッションをどうやって検討の俎上にのせるのかということで、物をつくると言った瞬間、もう既存施設の管理・運営についてはここから外れることになってしまうということなので、この中で5ページの「優先的検討の開始時期」というところで、くどくど書いていますけれども、要は既存の施設についても運営のあり方を見直すときには、この優先的検討規程に従って検討してくださいという形にしています。

したがって、今お話のPREの話についても、既存施設あるいは公共資産の運営・管理のあり方を見直すときにはこれは使ってくださいということなので、実際、規程を運用する公共団体でどれだけこれに目を入れるか、魂を入れるかという話になってくると思うのですけれども、考え方としては今寝ているものであっても、あるいは継続的に運用されているものであっても、その運営のあり方、管理のあり方を見直すときには、PPP/PFIの優先的検討規程で検討していただく。その対象には当然PREも入るし、指定管理もあるし、コンセッションも当然入っていく。

それは、先ほど説明がありましたけれども、手法の選択の中でどれが選択肢として出てくるのか、1つであることもあるでしょうし、複数であることもあると思いますけれども、そういったところを見ていくということで、今後、ここをさらに充実していきたいと思えます。例えば、実際の運用としてこういうことが一般的に行われているということであれば、ここで明示をしていって、こういったときには物をつくらないときでもあっても、既

存のものについての管理・運営をきちんと見直していくということをしっかりやっていきたいと思えます。

○武井企画官 指定管理者制度につきましては、確かに例の事業規模PTの中では、公募されて民間事業者が選ばれたものということで数字を計上しました。こちらのほうでは、その中で、例えば4ページをごらんいただきますと、「本規程の対象とするPPP/PFI手法は次に掲げるものとする」ということで、イのところに「民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法」ということで指定管理者ということを書いておまして、手法の選び方として指定管理者と書いてあるのですけれども、結果まではコミットしていないという状態になっております。そこのところは、いただいた御意見も踏まえて運営していきたいと思っております。

○鳥巢審議官 事業規模の把握のときには、たしか総務省の統計の中で、受けているほうが民間なのか、そうでないのかというのがあるので、そこは整理できるのですけれども、先生がおっしゃったところについては多分運用の適否の問題になってくると思えます。

今後、優先的検討規程指針のフォローアップをしていきたいと思っております。よく一部にPFI逃れのPPPみたいなことを言う方もいらっしゃるのですけれども、見かけ上はPPPですけれども、実質的にはこれまでの手法をそのままやり通すために使われるみたいなことがないように、そういう運用があるときには、また今後関係省庁とも連携をとりながら、この運用の適正化、優先的検討規程の運用をどう適正に持っていくのかということが課題になってくると思うのですけれども、制度をつくっていただかないと話が始まらないので、当面はことし1年はとりあえずこの仕組みをきちんとつくっていただいて、その後、先生方の御意見を聞きながら、運用上いろいろ問題が出てきたことについては逐一指導等しながら是正を図っていきたくて考えています。十分気をつけなければいけない部分だと我々も思っております。

○根本委員 このタイミングの中で、インフラ長寿命化基本計画の話があって、そのとおりだと思っております。地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画の期限が昭和28年度なので、そこにPPP/PFIもそうなのですけれども、公的不動産の計画を書くことになっているわけです。そうすると、そこにどう書くかというところにこれが影響してくるので、この本体ではなくてもいいのですけれども、手引を出すときの文書か何かに、公的不動産は当然にアクションプランで盛り込まれている分野なのだから、それは推進すべきだ、してもらいたいと考えているということが一文入るだけでも、タイミングがちょうど合うんですね。だから、1年待てない感じがあるのです。なので、ほかのものもちょっと、最終的に策定するのは恐らく来年度の後半ぐらいになると思うので、その辺のニュアンスがしっかり伝わるような形で、遅くとも上期ぐらいまでにはしていただけるとありがたいと思えます。

○鳥巢審議官 ぜひ検討してみたいと思えます。ありがとうございます。

○羽深政策統括官 佐藤先生も入っているのですが、経済財政一体改革というのをやって

いまして、その中でまさに今、先生が御指摘があったようなことで、総務省のほうからも公共施設管理計画をつくる際にはできるだけPPPを使えということを出してもらおうと思っていますので、できるだけその中に盛り込まれるように我々もやっていきたいと思えます。

もう一方で、土地の未利用地も国は全部出しているのですが、自治体のほうでも全部把握して、固定資産台帳をつくる時に未利用地について活用予定があるのかないのかということを出すようにしますので、そうすると民間のほうから提案していただくような機会もできるだけつくっていくようにしたいと思います。

○石原委員長 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○谷口委員 幾つかテクニカルな、本当に技術的なことになってしまうのですが、人口20万人以上の市町村というと、私は小さい自治体ともいろいろやりとりがありますが、正直これは大変だなと思われるのは間違いない。新たな作業がふえるなどと思われるのですが、自治体によって扱う部署が違うと思うのですが、指定都市なんかですと、例えば神戸なんかだとPFIの部署があつたりするので、割と行きやすいと思うのですが、どこのどういう感じの部署のどういう担当者を想定してつくるので、つくり方とか言い方が変わってくるのかなと。例えばこういう部署の人がやっていますというのをもし御存じだったら教えていただきたいというのが一つ質問です。

それと、人口20万とか30万の町の人々が本当にこれをつくるときに、当然されると思うのですが、例えばこれのワードのファイルを置くですとか、あと、全くテクニカルな話なのですが、これは改行位置が結構ぐちゃぐちゃというか、1ページにおさまらないところは仕方がないので、別にページ数に制限があるわけではないと思うので、違う項目になったら改ページするとか、あと字体が全部ゴシックなのです。お役所の文書は全部ゴシックなのです。ゴシックは確かに視認性はいいのですが、全部強調されているので、どこが強調されているかがわからない。あと、記入例があるのもとてもいいと思うのですが、記入例の書くところはちょっとフォントを変えとか、これを渡されるとわっと思ってしまうので、そのわっと思ってしまう気持ちをちょっとでも減らすような工夫をされてもいいのかなと思いました。

それと、私が自治体職員目線で考えると、コンサルタントに委託するといったときに、人口20万とか30万の都市ですと、コンサルタントってどこに頼めばいいのと、多分わからないと思うのです。それを、内閣府が出すというのは難しいと思うのですが、どこかに行けば例えばこんな会社をと、会社まで紹介するのは難しいですかね、その辺も教えてあげて、手取り足取りしてあげることが必要なのではないかと思います。

以上です。

○鳥巢審議官 ありがとうございます。もっとディテールに気が回ればいいのですが、きょういただいた意見でぜひ改善していきたいと思えます。ありがとうございます。

それから、部署については後ほど説明させますけれども、コンサルタントの話について

は、この規程をつくること自体、コンサルタントが要らないようにということで、今回手引でつくっているのですけれども、例えば、実際PFIをやりたい、どうしたらいいのだろうというときについては、私ども実は総合窓口をこのPFI推進室の中に設けておりまして、何か困ったら、どこの役所に相談していいかわからないことも含めて、とりあえず我々のほうに御相談いただいておりますし、例えば初めてPFIをやるので、その手続のよくわからないことについては、きょうは後ほどその御報告をさせていただこうと思っていますけれども、いろいろな支援事業を用意しております。例えば、我々が外部に委託している専門家が現地に行って、PFIのいろはから担当者に御説明するとか、関係者を集めてお話をするとか、そういったイニシャルの支援措置をやっております。それが事業熟度がだんだん高まっていくと、来てもらったコンサルタントに引き続きやってもらうというケースもあるでしょうし、その人のついでで誰か紹介してもらうという手もあると思いますので、そんな感じで、実は個人的な人のつながりといいますか、信頼おける人かどうかという見きわめも向こうからすれば大事なので、そういったつながりで事業が広がっていくケースがたくさんあります。

もちろん私だけではなくて、国交省も同じような支援制度を持っておりますし、各省それぞれありますので、そういった形で対応しております。まずは、困ったときは政府のPPP/PFI総合窓口のほうにとりあえず御連絡いただくように、いろいろなところで周知させていただいておりますので、引き続き一生懸命力を入れて、できるだけ寄り添っていく形で対応していきたいと思っています。

部署についてお願いします。

○村田参事官 担当部署は、企画部門であったり、行革担当部局であったりしますで、直接財務部長がやっているところもありますけれども、基本はそういうところです。

あと、説明しなかったのですけれども、今後のスケジュールのところに書いてありますけれども、3の(3)のところ、既にセミナーを開催してくれという話が3件来ています。それで個別に説明をしたいと思っていますし、あと予算をとって説明会を順次今年度していきたいと思っています。

あと、フォントの話とか改ページの話、御指摘いただいた部分について検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○石原委員長 20万人以上というのは181ですか。そう大したことはないと言えば、大したことない。だから、どこというのはすぐわかるわけですね。

○鳥巢審議官 はい。

○石原委員長 ほかにございますでしょうか。使う身になって、ぜひということだと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、いろいろ御意見をいただいております。そういった観点から、委員の皆様の御意見等を十分踏まえた形で、手引の取りまとめをよろしくお願ひしたいと思ひます。ぜ

ひPFI推進室の支援の幅が広がるようお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に入ってよろしいでしょうか。本日は、民間資金等活用事業推進機構の半田専務にお越しいただいております。半田専務からは、機構の活動状況、並びにPPP/PFIの状況につきまして御報告をお願いいたします。

○半田PFI推進機構専務取締役 PFI推進機構の半田でございます。日ごろは、委員の先生の皆様には大変御支援をいただきまして、ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本日はまた、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。この時間の中で、これまでの活動状況、今後の活動、業務運営について、少し御紹介させていただき、御意見を賜ればと思っております。

お手元の資料、右上に資料2と書いてございますけれども、「多様な分野でのPFI案件組成に向けて」というのがございます。こちらをごらんいただければと思います。

1枚めくっていただきますと、これは組織の概要でございます。設立が平成25年10月でございますので、間もなく2年半になるというところでございます。

下のページでございますが、株主が非常に多いというのが私ども官民ファンドの中での特色でございます。民間が70社ございまして、このうち50社がいわゆる地域金融機関でございます。

次のページは、私どものスキームでございますけれども、国費、民間からのお金をどういうふうに各プロジェクトに結びつけていくかというのを書いたものでございます。現在、私ども出資金を200億円いただいております、平成25年度に国の産投会計からの100億円、民間からの100億円をいただいているというところでございます。

この200億円に加えまして、今年度3月の下旬ですけれども、150億円、政府保証で借入れをする予定でございます、合計350億円の原資をもとに、今年度末、それから来年度の上期に比較的大型の案件がございますので、これを賄っていきたくと考えております。

この矢印の右側でございますけれども、個別のPFI事業に投資、融資をするものが直接の業務、それから現在はまだございませんけれども、将来的に民間インフラファンドが組成される場合に、そちらに私どものほうから出資、融資をして、そこから個別の案件に融資、出資をするというのが間接投資のスキームでございます。この両方を使いながら業務をやっております。

下のページでございますけれども、具体的な案件を御紹介したほうがわかりやすいかと思っておりますので、既に支援決定を行った案件が12件ほどございます。それから、3月中にあと2件、支援決定をすべく準備をしております。それから、来年度の早い段階で実現に至るであろうというような案件を少し整理いたしまして、5ページが日本地図に落としたもの、6ページ以降が分野別に整理したものでございます。

5ページの日本地図をごらんいただきますと、私どもなるべく株主である地方銀行との関係ということを重視している関係で、なるべく多くの地域で案件を出していきたいと考え

ております。この地図をごらんいただきますと、北海道、中国、四国はまだ私どもは取り組んだ案件はないということでございますので、こういったエリアについても今後注力をしていきたいと考えております。

1枚めくっていただいて、ここからが分野別でございます。6ページは、いわゆるインフラ関係、空港ですとか道路、下水道というものがございます。

7ページですけれども、ここからは非常に幅広い公共施設ということで、エネルギー関係とか、体育館、美術館等。

8ページに行ってくださいまして、自治体のほうでは公共施設の再配置を行う。あるいは、公有地の遊休地を活用した事業というものも広がってきておりまして、こういったものがPFIでなされるようになってきております。

下の9ページでは、地域づくりということで、例えば道の駅のような案件も出てきております。それから、私どもは自治体が一番多いのですけれども、国立大学法人、独立行政法人というのもPFIの事業主体でございまして、特に大学では留学生や研究生のための施設ですとか学生寮というものが今後いろいろな大学で出てくると見られております。

10ページに行ってくださいまして、私どものこれまで運営上心がけてきたところを御説明させていただきます。10ページのところでネットワークの活用と書いております。私ども、渡社長以下20名の組織でございますので、非常に人数が少ないというのが特徴でございます。ただ、こうした中で、幅広い活動、全国をにらんだ活動をするために、いろいろなネットワークの構築をこれまで進めてまいりまして、これを生かした活動をしてきております。

私ども、中立公正という立場がございまして、例えば銀行の系列にはとらわれない幅広いネットワークをこれまで構築できてきております。

それから、具体的な案件事例ということで、いろいろなPPP/PFIに関する制度というのは、内閣府さん、あるいは国交省さんのほうからいろいろな連絡が行くわけですけれども、具体的な案件事例、これは我々が取り組む前にもいろいろな参考になるPFIの事例がございまして。それから、PFIを検討したのだけれども、途中で断念をした事例というのもございます。そういうものも含めて、事例に即した具体的な情報の提供というのを果たしていこうと考えております。

それから、官民双方において、いろいろな御相談に乗っておりますと、それぞれの考え方、論理というものがあまして、その中で、時には私どもがいろいろな橋渡し、例えば具体的に民間のいろいろな企業の皆様の御要望をお聞きした上で、少し整理して公共側にお伝えをする。あるいは、公共側の意図というものを我々のほうから各民間の企業のほうに、少し通訳をしてお伝えをするというような役割を目指してきております。

最後のチェックマークですけれども、PFIというのは、公募の段階から非常にオープンで透明性のある事業のスキームでございます。それから、優先交渉権者が決まった後についても、自治体等からかなり具体的な情報の公開がございまして。こういう中で、我々は非常

に活動しやすいというところがあるのですけれども、入札の段階においては非常に情報管理に気を使わなければいけません。我々の中でも徹底した、例えばウォールを立てるといふ言葉があるのですけれども、民間企業に会う人をそれぞれ限定して徹底的な情報管理を行う。そして、守秘義務を厳守していくというような運営方法をとっております。

下の図ですけれども、私どもが日ごろお世話になっている皆様ということで、政府、自治体はもとより、地域金融機関、実際の事業の担い手となるような民間の会社さん、それから非常に我々が深くいろいろな形で意見交換させていただいているのがコンサルティング会社やNPOというところ、それから具体的な法律、税務、会計についてはプロフェッショナルというところと、幅広くネットワークを活用していこうと考えております。

具体的に地域金融機関とどういうふうに私どもが連携しているのかというのを示したのがこの11ページの図でございます。一番左が案件発掘の段階から、案件ができてきて、最後、事業契約が結ばれる、あるいはファイナンスが行われるという段階まで分けております。一番上のところが自治体のほうで行われていること、真ん中がその指定金融機関等になっておられる地元の金融機関が心がけていろいろと活動されていること、一番下が機構、私どもの活動ということでございます。

地元のいろいろな金融機関の皆様にお聞きしますと、PFI案件を自分たちの県で出していこうと思えば、やはりいろいろな自治体の皆様の意識を変えていただく、それからそれを考えていけるような人をつくっていくということで、非常に息の長い、畑を耕すところからやっていかなければいけないという活動が非常に多くございます。これは時間がかかるということで、各銀行にとっても非常にしんどいことがありますので、それに対して私ども、人が行ったり、いろいろな情報を提供するという形で御支援をしております。

12ページに参りまして、案件組成のところ私どもが心がけているところの一つが、初期の段階、まだ具体的に実施方針等々が出るような、あるいは導入可能性調査に出そうかどうかという、なるべく早い段階から入っていくところ。それから、この図にありますように、公共側の視点、民間事業者の視点、ファイナンスをつけます金融機関の視点、この3つの視点を大事にしながら案件づくりを進めていこうと思っております。

公共とも民間とも本音ベースでいろいろなお話をするという中で、特に事業の目的が果たせるのかということ。それから、右側に書いてあります留意点とかりすくでございます。例えば、案件を進めていったはいいいけれども、議会で承認が得られなかったというのはよくあることでございますし、入札をしたけれども、どうも官民の間で意見が合わなくて、入札不調に終わってしまうという事例もございます。そういうものを回避するために、いろいろな情報交換をしながら、右のほうにありますような、適切な事業スキームをつくっていくこと。真ん中にあります、公募や入札の手続。ここで例えば民間のほうに余り大きな負担をかけないような形での提案づくりとか、そういったものの御相談。それから、一番下でございますけれども、事業計画及びファイナンスの中で、私どものほうで民間金融機関の補完というところで何ができるのかというのを考えながら案件づくりをしております。

す。

PFIのファイナンスは、よくプロジェクトファイナンスと言われます。これは代表企業の親会社に頼らずに、キャッシュフローから返済をしていくノンリコース・ファイナンスというところなのですけれども、そういう意味で事業をより詳しく見ていかなければいけないということ。

それから、もう一つの観点で、これはM&Aという側面がございます。自治体は自分の事業を切り出す、民間はそれを買うというM&Aの側面がございます。これはやはり売り手にとっても買い手にとってもメリットがあるような仕組みにしていかなければいけないというのを常々留意しているところでございます。

次の13ページでございますけれども、PFIの個別の案件を進めていくときの一つの課題が、時間がかかり過ぎるとよく言われる問題がございます。こういう問題がございますので、私どももかかわっていく案件については、なるべく早い、スピーディーな案件形成を図っていこうということを心がけておりまして、その一つの事例が群馬県で私ども行いました箱島湧水発電事業という小水力発電の事業でございます。

これは事前検討は、実は地元の企業がいろいろな研究をされていたのですけれども、公共であります東吾妻町のほうでは、26年の夏ごろに、どうしようか、案件をやるかやらないか、やるとすればどういう事業スキームでやるかということが検討されました。私どもも地元の銀行と一緒に町に行きまして、いろいろな御相談を始めたというのが8月ごろでございます。

そして、この案件につきましては、東京電力に対して売電契約の期限が迫ってきておりまして、3月末までに売電契約を結ぶことが目標となってまいりました。とにかく急がなければいけない。急ぐ中で、果たしてこのPFIを使ってこんなに短期間でできるのだろうかということがありました。

これは町のほうで非常にスピーディーにやられた。調査だとか公募手続については、アドバイザーを外注せずに、地元のNPO、これは県庁OBの方がいろいろな御支援をしていただいたり、地元の金融機関もさまざまなお手伝いをするという中で、スピーディーに公募をやりまして、3月に事業契約が締結されたというものでございます。

こういう中で、私どものほうとしましては、まず初期の段階で、小水力発電という事業がここでうまくいくかどうかということで、全国のいろいろな事例を探しました。そして、地元の銀行といろいろなディスカッションをする中で、これは立地としては非常にいいのではないかということで、かなり事業性が高いというような判断をしまして、進めていこうということをやりました。

それから、実施方針を地元の町が書くときも、なかなか書き切れない部分があったので、地元の銀行と私どもがそれを書き足す、追加するという形でお手伝いをさせていただいた。

それから、最後でございますけれども、事業契約書についても、私どものほうでも完成

するためのお手伝いをさせていただいているというものでございます。

この経験からいきますと、もちろん事業の規模の大小、非常に大きなものは非常に長い期間がかかるものでございますし、かかわる関係者が多ければ当然時間もかかるのですが、どのようなプロセスを短くすればいいのかというのを考えていければ、これまでよりもかなりスピーディーに案件の組成ができると考えております。

それから、14ページでございますけれども、さまざまな非常に幅広いタイプの事業がございますけれども、この中で我々自身のミッションであります独立採算型・混合型のPFI事業をふやしていかなければいけないという中で、どのような要素が検討の対象になり得るのかというのを、施設のタイプごとに日々研究をしております。こういったものを導入することで、財政負担の軽減、利用者から見れば非常ににぎわっている施設になる、民間ビジネスの拡大というのを図っていきたいと思っております。

民間にいろいろやってもらおうという発想というのは、自治体からすれば当然出てくるわけですが、一方で民間からしますと、余り多くのことを課されてくると、それが負担になって入札になかなか参加できないということもございます。ですから、案件の実態、事業性、立地とか、そういうものに即して一つ一つ考えていく中で進めていきたいと考えております。これがこれまで私どもが案件づくりで留意した各点でございます。

次の15ページからが、来年度以降、私どものほうで心がけていきたいという点が2点ございます。1つは、今年度から平成30年度まで、PFI、特に自治体をめぐるいろいろな変化を少し簡単にまとめたものでございます。大きなものは、来年度の終わりまでに、総務省のほうでやっております公共施設等総合管理計画というものができてくるということ。それから、下のほうにございますけれども、PPP・PFIの優先検討、これも来年度の終わりまでには仕組みができてくるという中で、平成28年度の終わりから29年度にかけてかなり大きな変化というのが各自治体の中で起きてくるのではないかと考えております。

こういうものと同時に、私ども独自でつくっております自治体財政シミュレーションモデルというのがございます、こういうものも組み合わせながら、いろいろな提案を自治体に対して行っていきたいと考えております。

最後のページでございますけれども、私どもにとって、まだ実質上、手つかずの非常に大きな分野が上水道・下水道でございます。左下の表をごらんいただきますと、これは地方財政白書にあります地方公営企業の概況でございます。水道、下水道、交通、病院という大きな分野でどれぐらいの規模があるかというのを見たものでございますけれども、赤い丸で囲っておりますように、上水道は総資産32兆円、下水道は総資産39兆円という非常に大きな部分がございます。

これにつきまして、このページの上のほうに書いてあります課題がございます、例えば人口の減少であったり、施設の老朽化。それから、右の下に写真がございますけれども、それに伴って道路の陥没の事故も起きてきております。それから、地方自治体の財政の観点から見ますと、各自治体の中でもやはり非常に大きな資産規模があるということは、裏

を返せば非常に大きな地方債の残高があるということをございまして、これをどうしていくのか。住民の目線から見ますと、今は非常に良好に保たれているライフラインの安全・安心を今後どうやって維持していくのか。それから、どうしても料金というものが上がってまいりますけれども、これをどうやって抑制をしていくのかという中で、いろいろな解決方策がある中で、コンセッションというのが非常に役に立つのではないかとということで、私どもは関係府省の皆様と連携をしながら、1つでも2つでも早くコンセッションのモデルプロジェクトを推進していきたいと考えております。

委員の皆様には、引き続きいろいろな観点で御指導を賜ればと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

○石原委員長 ありがとうございます。現在までの活動の状況について御説明いただいたわけがございますけれども、せっかくでございますので、皆様から御質問ないしは機構側から我々に対する御希望、要請等がございましたら、いかがでございますか。

最後の上下水道というのは非常に宝庫だけれども、現実にはなかなかということのようではけれども、こういう形で問題が大きくなっていく中で、相当見通しも立てようとしているということなんですかね。

○半田PFI推進機構専務取締役 上水道、下水道のコンセッションにつきましては、内閣府、国土交通省、厚生労働省の皆様が今どんどん進めていこうとされております。私どもは民間事業者には、これに参入していくようないろいろな働きかけ、あるいは御要望を聞いていくということで、具体的に進めていけるような形を目指してまいりたいと思っております。

○石原委員長 どうぞ。

○佐藤委員 まさに今の上下水道ですが、PFIの典型的な非常に有望株だと言われている割にはなかなか普及していないので、逆にボトルネックは何でしょうか。一つは水道料金がいろいろと議会のことがあってなかなか上げにくいというのがありますし、あとはちらほら聞くのは税制上の問題があるということと、特に上下水道に至っては公益化でさえ進まないで、自治体間で横断的な上水道事業の共同化とか、そういうのも進んでいないのが実態なので、何がボトルネックだと思っておりますか。全てだと言われればそうかもしれないですけれども。

○半田PFI推進機構専務取締役 先生が御指摘になった料金の問題、税金の問題、特に自治体から見ますと、国税で税金が払われるということをや何とか地元で活用したいという観点、それは当然非常に大きな問題でございます。

もう一つですけれども、民間の視点で考えますと、かなり大きな事業を引き受けるとなりますと、しっかりと資産の今の状況を確認したいというのがございます。よく資産査定とかデューデリジェンスと言われますけれども、そういうものに対して、例えば箱物ですと割と短期間でできるというのがございます。それに比べまして、上水道、下水道は、資産の大きな部分が管路でございまして、この管路の状況を幹線、毛細血管に至る部分まで、現状を把握するのは相当の時間がかかるというところがございます。

これを民間側からしてどこまでチェックをするのか、あるいはどこまでやればもうそこは十分としてもう割り切って事業化するのか、そういうところが大きな論点かなと考えております。

○石原委員長 どうぞ。

○根本委員 機構さんのほうで、事業がどのくらいの規模で、機構が幾ら出したかみたいな数字というのが、公表されているものもありますけれども、ないですよ。こういうものがどのくらいの金融のレバレッジ効果を持つのかというのをちょっと知りたいというか、研究目的で知りたいというよりは、どのくらいこういう資金が入れば事業化が進むのかというところを自治体としても把握しておきたいというところがあるのですけれども、どうもこの世界は数字を出さないのがルールみたいになっていて、これは機構のせいというよりは金融慣行そのものの問題なのですけれども、その辺は機構さんに関して言うと、やはり出せるものはどんどん出していただきたいなど。

そうしないと、たまたま成功したのか、仕組みがしっかりできたのかというところの識別ができない。同じようなパターンを幾つも幾つもこれからやっていく上では、その辺のデータを含む情報公開をやっていただけないかなと思っています。

○半田PFI推進機構専務取締役 私どものほうの情報公開では、私ども自身が融資をした金額、出資をした金額というのは公表しております。ただ、先生が御指摘のとおり、その事業の全体事業費が幾らかというところは公表しておりませんので、どういう形で公表すれば一番適切かということも含めて御相談させていただければと思います。

例えば事業費という場合に、当初の整備費とその後の維持運営管理費というところがございまして、これをどういうふうに整理してお示しすれば一番わかりやすいのかということも含めて検討していきたいと思っております。

○石原委員長 ほかにございますでしょうか。せつかくの機会でございますので。今後とも機構さんとは表裏一体といいますか、いろいろな形でやっていきたいと思っております。

機構さんのほうから最後に、この委員会について何か御注文は。

○半田PFI推進機構専務取締役 ございません。

○石原委員長 よろしゅうございますか。

引き続きよろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、残りがあと20分ということでございますので、この間を利用いたしまして、事務局のほうから報告事項が幾つかあるようでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○村田参事官 参考資料1に基づきまして、集中強化期間の取組方針における重点分野の進捗状況について御説明させていただきます。

空港、水道、下水道、道路につきましては、コンセッション事業につきまして、この集中強化期間につきまして、6件、6件、6件、1件という目標を設定しております。空港につきましては、6件の目標につきまして今4件進んでいるということでございます。

具体的には、但馬空港につきましては既に事業を開始しておりますし、関空、大阪国際空港につきましては平成28年4月に事業開始がなされるということでございまして、私どものほうに登録の手続が今もうなされているという状況でございます。仙台につきましては、平成28年6月末までに東急前田豊通グループのほうに事業が移管されるという予定でございます。高松につきましては、現在、マーケットサウンディングを実施しているという状況でございます。

水道につきましては2件ということでございます。大阪水道につきましては、現在議会のほうで審議をしておりますけれども、平成30年4月の事業開始に向けて今準備が進んでいるということでございます。奈良市水道につきましては、平成29年4月の事業開始に向けて、今、条例案を議会に提出しているという状況でございます。

下水道につきましては、6件の目標に対し今3件とカウントしておりますけれども、浜松市の下水道であったり、大阪市の下水道、奈良市の下水道が準備を進めているという状況でございます。

道路につきましては、平成28年10月の事業開始に向けまして、今、事業者の選定手続をしているということでございます。

これが今重点4分野と言われる分野でございます。

次のページを見ていただきますと、今年の6月30日に閣議決定をいたしました日本再興戦略でございますが、その中に文教施設や公営住宅等、利用料金の存在する公共建築物について、重点分野として位置づける施設の決定と数値目標の設定について、本年度内を目途に結論を得るという閣議決定がなされております。現在の検討状況でございますけれども、文科省につきましては、今、文教施設についてコンセッション事業の目標設定を3件とする方向で検討しております。一方、公営住宅につきましては、今、国土交通省のほうで目標設定のための調査を実施しているというところでございます。

御報告は以上です。

○武井企画官 引き続き、参考資料2につきまして説明させていただきます。「PPP/PFI地域プラットフォーム全国フォーラムの開催について」でございます。

これは骨太の方針にも位置づけられましたが、地域の産官学金が集まってPPP/PFI事業のノウハウ習得、案件形成能力の向上、また官民対話を通じて具体的な案件形成を目指すということで、地域ごとに地域プラットフォームをつくっていききたいということを推進しております。

今年度、5地域につきましてモデル事業として取り組んでおります。具体的には習志野市、浜松市、神戸市、岡山市、福岡市でございますけれども、今回、そのモデル的に取り組んでいるところについて集まっただきまして具体的なパネルディスカッションを行うとともに、本日こちらにおいでいただいております根本先生に基調講演、またコーディネーターとしてパネルディスカッションを運営していただくということで、地域プラットフォームの全国フォーラムを開催するということになりました。

これはあさって17日の午後でございます。うちの講堂でやりますけれども、会場は150の席のところ、若干それを上回る応募をいただいておりますので、なるべく席を増設して、みんな入ってもらって、地域プラットフォームについて実際にどんなことをやっているのか、どんなことが効果として考えられるのか、運営に当たってどんな工夫があるのか、こういったことについて情報交換する場としていきたいと思っております。

○直原企画官 続けて、参考資料3をお願いします。「PPP/PFI推進に資する支援措置」でございます。

内閣府では、地方公共団体を支援するために、その事業の熟度や地域の事情に合わせた支援メニューを切れ目なく用意しているということでございます。具体的には、①②③が平成28年度、来年度から新たに実施するもの、④⑤は以前から行っていたものというものでございますが、御紹介させていただきますのが①～③の事業について重点的に御説明したいと思います。

まず、1つ目の優先的検討運営支援というものでございますが、これは先ほど御説明がありましたPPP/PFI手法導入の優先的検討を行う自治体について、その優先的検討運営の初期段階について支援するというものでございます。

続けて、②新規案件形成支援でございますが、これはPPP/PFIの専門家を現地に派遣しまして、事業の構想段階にある自治体を早い段階で具体の事業化検討、言ってみますと、導入可能性調査の段階に移行できるようにいうことで支援するというものでございます。

それと、③でございますが、こちらはコンセプションなど高度な知見を必要とするもの、具体的には法律ですとか会計、税務、金融などの知見、こういったものを必要とする事業につきまして重点的に支援するというものでございます。

それと、今年度以前に行っていたものとしまして、④の地域プラットフォーム形成支援。これは地域のプラットフォームの設置・運営から、その後の継続的な運営体制までの構築を総合的に支援するというもの。

それと、⑤が2つありますが、ワンストップ相談窓口、PPP/PFI専門家派遣ということで、実務に関する質問、問い合わせにお答えしたり、PPP/PFIの理解を深めていただくということを行っているということでございます。

2ページ目以降はそれぞれの事業の概要を示しておりますので、また御参考いただければと思います。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

これは募集が3月ごろとありますけれども、もう既にいろいろと来ているということですかね。

○直原企画官 まだ行っている最中ですので。

○石原委員長 3件ほど報告事項がございました。何か御質問、御意見等はございますでしょうか。事務局から補足はございますか。

○鳥巢審議官 特にございません。

○石原委員長 よろしゅうございますか。どうぞ。

○根本委員 木曜日に全国フォーラムというので講演に出させていただくのですが、その前提として、私自身が各地のプラットフォームの検討状況とか、あとここには入っていませんけれども、九州の南、九州フィナンシャルグループというところが、これは鹿児島銀行と肥後銀行が経営統合したところなのですが、ここが地銀発のプラットフォームをつくりまして、先週、設立総会があってちょっと行ってきたのですが、幾つかのプラットフォームに接してみても思うところ、ポイントがあります。単なる勉強会と密室のディスカッションの差をどうやって埋めるのかというのが非常に大きいと思います。今のところは、大多数は単なる勉強会でして、これは大事なのです。

というのは、もともとプラットフォーム的なものをつくっていた福岡市とか、さいたま市とか、そういったところの経験から、地元企業が全く知識がないということが一つありましたので、本当に勉強するというところから始めようというのは、それはそれで意味があるのですが、勉強だけしていても先に進まないというのもまた事実でして、具体的な事業の中身を官民いずれかから提起をして、それをもとに議論をするとなると、今度は開放型の勉強会では対応できなくなって、ある程度関係者を絞っていく必要がある。開放から閉鎖に移るポイントというのが実はありまして、何もしていないでいると、この転換点で勉強会形式のプラットフォームというのは閉じてしまう可能性が非常に高いと思っております。

ですので、これは木曜日の話にも入れるのですが、プラットフォームが具体化の直前までシームレスに連続していくような形ということで、プラットフォームの中にワーキングをつくって特定のプロジェクトに関心のある人だけ集めるというようなやり方。これも一応開放的、公開的ではあるので、知的財産権とかいろいろな問題が出てくるのですが、関係者が絞られるという意味では議論はしやすくなって実効性が上がる。

さらに、その後に、競争的対話のプロセスをここで入れてはどうかと思っております、競争的対話は1自治体1企業だけで行うので、密室の議論になるわけですが、それに参加したい企業は全て等しく権利を持つという意味では、PFIの透明性、公平性のルールにしっかりとっている。しかしながら、官民相互も知的財産権も担保されるということなので、勉強会からワーキング、ワーキングから競争的対話、競争的対話から民間提案なり、実際の事業化というところのシームレスな連続というのをどうとるのかというのは非常に大事なところで、その点をこれから強調していきたいと思うのですが、とりあえずその前提としてプラットフォームというのは大事だよということを言うためのイベントではあるのですが、ある程度先を見ながら進めていかないといけないなと思っておりますということで、御報告でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。その場合、先ほどの機構の役割というのも相当ありますか。

○根本委員 プラットフォームのアドバイザーとして機構さんが入ることもあって、それはワーキングであれ、機構さんが競争的対話の相手方になることは考えられないですけれども、ワーキングの中に入っているいろいろなアドバイスをいただくと大変ありがたいかなと。ただ、個別性が高いので、二十数人の組織でそこまでおつき合いいただけるというのは、そこまでは期待できないかもしれません。

○石原委員長 なるほど。半田さん、いかがですか。

○半田PFI推進機構専務取締役 我々が一番お役に立てるところというのは、競争的対話が始まるちょっと前の段階というところかなと思います。各自治体の中でこういう事業をPPP/PFIでやってみようかとお考えになって、個別対話といいますか、個別検討に進まれるようなところのステージというのが一番お役に立てるのかなと考えております。

もう個別の競争的対話になりますと、入札のプロセスの一部という形になってまいりますので、その前の段階での案件づくりというところでお手伝いできればと考えております。

○石原委員長 大体時間になりましたが、宮本さん、何かございますか。

○宮本委員長代理 優先的検討の指針が出たことですから、それを受けてプラットフォームの中でまた議論していただくという形も出てくるかと思っておりますので、大いに期待したいと思っております。

○石原委員長 せんだって、内閣府担当大臣さんと経団連の会話が新聞にも出ておりました。10兆円プロジェクトをいろいろつくっていこうと。これも実質10兆円ですね、そういった付加価値が10兆円という意味で、プロジェクトになってくれればいいなと思います。そのためのいろいろな基礎づくりだと思いますので、引き続き皆様の御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日は閉会いたします。